令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	八十二万円
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価	八十二万円
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	三十一万円
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	四十一万円
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	四十一万円
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円
第八条の三の認定に係る評価	百四十二万円

（備考）　（略）

別表第三（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	三万二千円
（略）	
令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分	
床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十四万円
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十五万円
（略）	（略）
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十二万円
防火設備	五万千円
換気設備	五万千円
屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽	五万千円

令第百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第百四十条第二項、令第百四十一条第二項又は令第百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価	八十一万円
令第百四十四条第一項第一号ロ又はハ(2)の認定に係る評価	八十一万円
令第百四十四条第一項第三号イの認定に係る評価	三十万円
令第百四十四条第一項第五号の認定に係る評価	四十万円
令第百四十五条第一項第二号の認定に係る評価	四十万円
第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	三十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	四十五万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百一万円
第八条の三の認定に係る評価	百四十一万円

（備考）　（略）

別表第三（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	三万一千円
（略）	
令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分	
床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十三万円
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十四万円
（略）	（略）
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円
防火設備	五万円
換気設備	五万円
屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽	五万円